

原子力規制庁の主な対応（9月3日以降）
(東京電力福島第一原子力発電所関連)

平成26年10月1日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

(9月17日定例会)

○東京電力株式会社「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更(凍土遮水壁の造成に関する地下埋設物の貫通施工工事等)の認可について

本件は、1～4号の原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋への地下水流入量の低減対策として、上記建屋の周囲に凍土式の陸側遮水壁を造成するものであり、地下水流入量の低減対策として運用に必須な海側の埋設物との干渉箇所での凍結管設置工事や建屋内外の水位管理計画等にについては、未だ申請はなされていない状況ではあるが、陸側遮水壁設置に係る実施計画は、「措置を講すべき事項」を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものになっていることから、認可することとしました。

(9月24日定例会)

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所におけるR/O濃縮水タンク連結弁のひび割れについて

9月17日、東京電力より、9月4日に福島第一原子力発電所において漏えいのあったR/O濃縮水タンク間を連絡する弁を分解点検した結果、ひび割れの貫通が確認された件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく報告を受けました。

現地原子力保安検査官が漏えい状況について現場確認等を行い、環境への影響が無いことを確認したほか、東京電力に対して、

- ① 堀外漏えいのおそれのあるR/O濃縮水移送ラインに設置された同型のバルブについては、速やかに亀裂等が無いことを確認すること。
- ② R/O濃縮水に係る漏えいバウンダリとなる機器については、原因究明の結果を踏まえ機器の点検内容の見直し等の再発防止対策を講じること。

を指導いたしました。

今後、東京電力が行う原因究明及び再発防止策について確認する予定とあります。

(10月1日定例会)

○高性能多核種除去設備の設置等に係る福島第一原子力原子力発電所特定原子力施設実施計画の変更認可について

汚染水処理設備等で処理した水（いわゆる「RO 濃縮水」）に含まれる放射性物質（トリチウムを除く。）を十分に低い濃度まで除去することを計画して設置する高性能多核種除去設備（処理容量：500m³/日）について、当該設備の性能について確認するための試験（確認試験）を行う内容については、平成26年9月29日付けで認可したことが報告されました。

以上